

医療安全に関する取り組み

安全に関する基本的考え方

病院全体で医療安全対策推進に向けて活動することにより、患者さんが安心して医療を受けられるような環境を作ると共に、地域内での連携をはかり、医療の質の向上に努め、医療事故防止に対する職員の意識の向上を計っていきます。

1.安全管理のための組織に関する基本事項

医療事故防止活動を推進し、安全かつ適切な医療提供体制を確立するための組織として「医療安全管理委会」「医療安全管理室（医療安全管理部門）」「リスクマネジメント委員会」「患者相談窓口」を設置する。

2.医療安全管理のための職員研修に関する基本事項

研修は、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全ての職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させることを目的とする。
職員全体を対象に、病院全体で安全管理に取り組み、医療事故を防止することができるように年2回以上の安全教育を実施する。

3.医療事故発生時の対応と報告並びに安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

患者さんに対する最善の処置を行うことを最優先に、診療関係者や上司に連絡し、的確・迅速な対応が出来る体制を整備する。また管理者に遺漏のないように速やかに報告されること。
家族の方へは速やかに連絡し、説明は誠意をもって事実経過を正確に説明する。
医療事故の調査を行い、原因究明や再発防止策の策定等を評価検討する。
必要に応じ、第三者の意見を聞く。医療安全管理の推進に必要な事項を定めた「医療安全マニュアル」を作成し、医療事故防止に活用する。院内で発生したインシデントについて、積極的且つ迅速な事故報告書の提出により、再発防止の検討・実施、新たな予防策の策定に努める。

4.医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

患者さんとの信頼関係を築くため、積極的に情報開示を行う。
本指針はホームページに掲載するとともに、患者さん及び家族の方から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。

5.患者さんからの相談への対応に関する基本事項

患者さん・家族の方へ安全で安心できる医療サービスを提供するために、患者相談窓口を設置する。
患者さん・家族の方の種々の相談及び支援を行う。
相談内容から問題点・課題を見つけ、医療安全並びに患者サービスの改善に生かす。

院内感染対策に関する取り組み

1. 基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は感染防止対策に病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として院内感染発生の予防と発赤時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 委員会・組織の基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回の会議にて感染防止対策事項を検討します。また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 従事者研修の基本方針

感染防止対策に対する職員の意識・知識・技術の向上を図るために、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告の基本方針

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策チーム（ICT）での検討と現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時対応の基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じて、通常時から協力関係にある地域の医療機関や保健所と速やかに連携して対応します。

6. その他

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し・改訂を行います。

当院では、医師及び看護師の負担軽減および処遇改善のため、負担軽減計画に基づき、下記の項目について取り組みを行っています。

勤務医の負担軽減及び処遇改善

- ・ 初診時の予約、静脈採血等、入院の説明、検査手順の説明、服薬指導
- ・ 特定行為研修を修了した看護師による診療補助
- ・ 放射線技師による静脈路への造影剤接続と終了後の抜針・止血（研修修了者）
- ・ 放射線技師による注腸検査時、肛門へのカテーテル挿入（研修修了者）
- ・ 管理栄養士による栄養食事指導の実施、退院時の食事情報提供
- ・ 医師事務作業補助者による代行入力
- ・ 医療相談員による転院調整や介護サービス等の制度説明の実施
- ・ 検査技師による超音波検査の施行、レポート作成（研修修了者）
- ・ 短時間正規雇用による多様な働き方の支援
- ・ 妊娠、子育て中、看護中の職員に対する配慮
 - 院内保育所の設置
 - 夜勤の減免制度

看護職員の負担軽減及び処遇改善

- ・ 看護職員の採用（増員）
- ・ 医師事務作業補助者の配置
- ・ 看護補助者の夜間配置
- ・ 多職種との業務分担
 - 薬剤師…薬剤師における持参薬確認業務等の分担
 - リハビリ職種…ベットサイドリハの実施による移送業務の軽減
 - 臨床検査技師…外来における検査に必要な採血業務の分担
 - その他（職種クランク）…各種事務補助作業支援や受付一次対応等による分担
 - 院内の物品の運搬・補充・患者の検査室等への移送の分担
- ・ 多様な勤務形態の導入
 - 多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入
 - 夜間専従看護師の導入
- ・ 短時間正規雇用による多様な働き方の支援
- ・ 妊娠、子育て中、介護中の職員に対する配慮
 - 院内保育所の設置（夜間保育の実施）
 - 所定外労働時間の短縮
 - 夜勤の減免制度
 - 日祝日勤務回数の配慮